

須崎市監査委員告示第 2 号

地方自治法第199条第7項の規定により、令和5年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

令和6年12月20日

須崎市監査委員 畠 中 健 治

須崎市監査委員 佐 々 木 學

(令和6年 実施)

令和5年度
財政援助団体及び指定管理者
監査結果報告

須崎市監査委員

目 次

第1 財政援助団体監査結果報告書	1
I 監査の概要	1
II 監査の結果並びに意見	2
団体名 1: 上分樽部落	3
団体名 2: すさき芸術のまちづくり実行委員会	5
第2 指定管理者監査結果報告書	7
I 監査の概要	7
II 監査の結果並びに意見	8
指定管理者 1: 吾桑地区地域自主組織	9

第1 財政援助団体監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

佐 々 木 學

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体監査

3. 監査の対象

令和5年度に須崎市が補助金、交付金等の財政的援助を与えている団体の出納その他の事務の執行で、当該財政的援助に係るものの執行状況について次の団体等を監査の対象とした。

なお、監査の対象は事前に複数の財政援助団体を抽出し、所管課並びに関係団体に対してチェック・シートによる予備調査を実施した上で決定したものである。

財政援助団体（補助金交付団体）

No	団体名等	補 助 金 の 名 称
1	上分樽部落	令和5年度 須崎市観光推進施設緊急整備事業費 補助金
2	すさき芸術のまちづくり実行委員会	令和5年度 すさき芸術のまちづくり実行委員会 補助金

4. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和6年7月24日から令和6年10月1日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかについて、財政援助団体及び所管課から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びにそれぞれの関係者及び関係職員から説明を求め、質疑を行うとともに、必要に応じて現地に出向く等して監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 補助金等の交付決定は、法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び対象事業の内容は明確なもので、公益上の必要性が認められるか。
- ウ 補助金等に関する条件の内容は明確なものか。
- エ 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正なものか。
- オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等に基づいているか。
- カ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。
- キ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

(2) 【財政援助団体】

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管課へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ 事業は計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- エ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。
- ク 財産の処分制限がある場合に、これに違反するものはないか。

II 監査の結果並びに意見

監査した結果、財政的援助に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査時において、公表までには至らない軽微な事項については口頭で改善を指導した。

団体名 1 : 上分樽部落

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和5年度 須崎市観光推進施設緊急整備事業費 補助金
- (2) 事業名 上分樽の滝観光案内・休憩施設整備事業
- (3) 補助金交付額 18,400,022円
- (4) 所管課 文化スポーツ・観光課

2 補助金の目的

県立自然公園の指定を受けている上分「樽の滝」を訪れる観光客に対し、静かで清潔な休憩場所を提供することにより、多くのリピーターを確保し、須崎市の観光PRと併せ、交流人口の増大を図ることを目的とする。

3 補助事業の内容

上分「樽の滝」は、滝の裏側に回り込むことができる「裏見の滝」として有名であることに加え、この度、NHK「らんまん」の放送が開始されたことにより、牧野富太郎博士に縁のある滝として、今後観光客の増加が見込まれる。付近にある樽集会所は、建築から40年以上が経過し、併設している外部トイレとともに老朽化が著しい状態であることから、滝を訪れた観光客が休憩できる場所や清潔なトイレ等を配置した観光施設として再整備を図る。

4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

概算払	令和5年7月31日	10,000,000		
〃	令和5年9月29日	8,400,022		

5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	18,400,022	建築費（補助対象）	18,400,022
部落会計から	160,600	// （補助対象外）	83,160
		備品等（補助対象外）	77,440
合 計	18,560,622	合 計	18,560,622

6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、須崎市観光推進施設緊急整備事業費として、上分樽の滝観光案内・休憩施設整備に係る経費である。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

団体名 2： すさき芸術のまちづくり実行委員会

1 補助金の概要

- (1) 補助金の名称 令和5年度 すさき芸術のまちづくり実行委員会 補助金
- (2) 事業名 現代地方譚 11 アーティスト・イン・レジデンス須崎
- (3) 補助金交付額 3,000,000円
- (4) 所管課 元気創造課

2 補助金の目的

すさき芸術のまちづくり実行委員会が実施する事業（現代地方譚等）に要する経費に対し交付する。

3 補助事業の内容

【地域活性化】まちかどギャラリー窓面に投影する作品など、鑑賞へのアクセス性を高め、多くの人がアートに接した。日曜市、廃銭湯など地域交流文化を紹介し、市外からの来訪者の交流機会・滞在時間の拡張に繋がった。

【アーティスト支援】5名の作家を招聘。普段と異なる環境で思考・制作を行う機会を提供したことで実験的な試みや新たな作品展開が生まれた。10年続くアートプロジェクトとして中四国のアートシーンで注目される当企画は作家のキャリア形成に影響力を持つようになった。

【アトリテラシーの向上】地域で活動する団体・住民とアーティストが協働し、それぞれの活動の場に新たな交流・視点がもたらされた。農体験・作陶などのワークショップを通じて実生活とアート活動との繋がりがもたらされた。

4 補助金の経理

補助金は、次表のとおり収入されていた。

概算払	令和5年10月31日	3,000,000		

5 補助対象事業の決算状況

補助対象事業の決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

収 入	金 額	支 出	金 額
市補助金	3,000,000	報償費・委託費	1,678,803
入場料等	88,500	設営材料費	92,534
自己資金	11,500	滞在費	48,800
		宣伝費	100,000
		印刷費	1,008,110
		保険料	3,000
		郵便・通信費	56,404
		賃借料	81,327
		光熱水費・燃料費	29,592
		手数料	1,430
合 計	3,100,000	合 計	3,100,000

6 補助金の使途

事業費補助金の対象経費は、「現代地方譚 11 アーティスト・イン・レジデンス須崎郷と土のはなし」等の事業に要した経費である。

当補助金が補助対象以外に充当された事実は見受けられなかった。

7 監査の結果並びに意見

交付申請書、事業計画書、収支予算書、事業実績報告書、収支精算書及び補助金の出納に関する収支関係証拠書類を調査したところ、補助金に係る収支の会計経理など、出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

なお、一部に改善すべき事項が見受けられたが、公表までには至らない軽微な事項であるため、監査時において口頭で指導した。

第2 指定管理者監査結果報告書

I 監査の概要

1. 監査を実施した監査委員

畠 中 健 治

佐 々 木 學

2. 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による指定管理者監査

3. 監査の対象

指定管理者

No	公の施設名	指定管理者	所管課
1	須崎市立吾桑交流会館	吾桑地区地域自主組織	生涯学習課

4. 監査の範囲

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの公の施設の管理、会計処理等に関する事務及び関連する事務事業の執行状況

5. 監査の期間

令和6年7月24日から令和6年10月1日まで

6. 監査の方法及び着眼点

監査の実施に当たっては、事前に所管課に対するチェック・シートを使用した予備調査を事前に行うとともに、監査対象に示した公の施設の所管課及び指定管理者から関係書類の提出を求め、関係諸帳簿及び証拠書類との照合による書類審査、並びに現地調査及びそれぞれの関係者、関係職員から説明を受け、質疑を行うなかで監査を実施した。

(1) 【所管課】

- ア 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。
- イ 指定管理者の指定は、適正かつ公正に行われているか。
- ウ 管理に関する協定等の締結は適正に行われているか。
- エ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- オ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- カ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- キ 指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

(2) 【指定管理者】

- ア 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- イ 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ウ 利用促進のための努力はなされているか。
- エ 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- オ 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。
また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- カ 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

Ⅱ 監査の結果並びに意見

監査した結果、指定管理に係る出納その他の事務の執行状況については、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査時において、公表までには至らない軽微な事項については、口頭で改善を指導した。

指定管理者 1：吾桑地区地域自主組織

1 施設の概要

名 称	須崎市立吾桑交流会館
所 在 地	須崎市吾井郷乙 4 9 7 番地 1
施設概要	地上 2 階 R C 造 1 階 和室 調理室 談話室 事務室 WC 2 階 大会議室 小会議室 図書室 WC 駐車場

2 指定管理の経過

平成 1 5 年 9 月に施行された地方自治法の改正により、公の施設の管理に指定管理者制度が導入された。

この制度の趣旨は、公の施設の管理運営に民間の活力を導入し、その設置目的の最大限の有効活用を図り、より柔軟で質の高い市民サービスを提供するとともに、競争原理によるコストの削減を図ることである。

当施設の管理は、指定管理者制度を導入している。施設の性格、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するために、地域住民で組織される団体が管理することで、事業効果が明確に期待できると判断され、公募によらない指定管理者として吾桑地区地域自主組織を指定している。

○ 指定管理者選定等の経緯

令和 3 年 9 月 1 7 日	令和 3 年 9 月市議会定例会において、須崎市立吾桑交流会館の指定管理者として、吾桑地区地域自主組織に指定する議案を原案可決
令和 3 年 1 0 月 1 日	指定管理に関する協定の締結 協定期間：令和 3 年 1 0 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日
令和 6 年 3 月 2 2 日	令和 6 年 3 月市議会定例会において、須崎市立吾桑交流会館の指定管理者として、吾桑地区地域自主組織に指定する議案を原案可決

3 市と指定管理者との協定等の主な内容

- (1) 協定期間は、令和3年10月1日から令和6年3月31日までとする。
(協定第5条)
- (2) 管理運営業務の内容は、指定管理者仕様書に定めたとおりとする。
(協定第7条)

主な内容

- ・施設の利用に関すること
- ・施設及び設備の維持管理に関すること
- ・施設等の清掃に関すること
- ・公民館事業の実施に関すること
- ・地域課題の解決に関すること
- ・管理運営のための体制の整備に関すること
- ・使用料に関すること
- ・利用者の安全確保に関すること
- ・個人情報保護に関すること
- ・情報公開に関すること
- ・事業報告に関すること
- ・災害時の避難所運営に関すること

- (3) リスク分担について (協定第14条)
- (4) 緊急対策について (協定第15条)
- (5) 情報の管理について (協定第16条)
- (6) 事業報告書の作成及び提出について (協定第19条)

4 事業の概要

主な事業は、生涯学習を推進する施設として、明るく豊かな市民生活の向上に寄与するとともに、地域の活性化を図りながら、平等・安全・快適な利用ができるように努め施設の効率的、弾力的な管理、運営を行うことである。

5 収支の状況

指定管理者である須崎市立吾桑交流会館の、令和5年度指定管理料の収入状況は、別表のとおりである。

指定管理料 12,223,782円

				(単位:円)
交付方法	収入年月日	収入金額	戻入年月日	戻入金額
概算払	令和5年4月14日	3,248,000	令和6年5月29日	1,757,018
	令和5年7月21日	3,200,000		
	令和5年10月20日	3,260,000		
	令和6年1月19日	4,272,800		

6 監査の結果並びに意見

須崎市立吾桑交流会館の指定管理者である吾桑地区地域自主組織及び所管する生涯学習課について監査を行った結果、協定書に係る施設の管理並びに仕様書に関連する業務の内容及び履行方法は、おおむね適正に執行されているものと認められた。

なお、一部に改善すべき事項が見受けられたが、公表までには至らない軽微な事項であるため、監査時において口頭で指導した。